

様式第1号（第5条関係）

移住支援金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

秩父市長 様

秩父市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を受けたいので、次のとおり移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書と関係書類を添えて申請し、支援金額の実績を報告します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	Ⓜ		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身 60 万円	世帯 100 万円	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
支援金の種類	就業	起業		
	テレワーク			

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、秩父市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・事業継続（※起業した者の場合）する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 秩父市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※各事項のB.に○をつけた場合は、移住支援金の対象となりません。

4 移住元の住所

(注) 移住直前10年間における、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く）での在住履歴を記載

期間	住所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

※移住元に関する要件のうち、在住・通勤の通算年数に算入する分の住民票の除票の写しを全て提出してください。

※東京23区内の大学等へ通学した期間を通算年数に算入する場合には、卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）の提出が必要です。

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

(注) 移住直前10年間における、東京23区への在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※下記の書類については、移住元に関する要件のうち、通勤の通算年数に算入する分を全て提出してください。

- ①東京23区で勤務していた企業等の就業証明書その他移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- ②開業届出済証明書その他移住元での在勤地を確認できる書類
- ③個人事業等の納税証明書その他移住元での在勤期間を確認できる書類

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先・部署名	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない ／その他 ()

様式第1号の2（第5条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 移住支援金に関する報告及び立入調査について、埼玉県及び秩父市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、秩父市移住支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 虚偽の申請等をした場合：全額
 - イ 移住支援金の申請日から3年未満で秩父市から転出した場合：全額
 - ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内で秩父市から転出した場合：半額

2 同意事項

埼玉県及び秩父市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

秩父市長 様

住所
申請者
氏名

㊟

様式第2-1号(第5条関係)

就業先企業等の就業証明書(移住支援金の申請用)

年 月 日

秩父市長 様

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	
勤務者と代表者又は取締役等の経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業 (上記いずれかに✓を入れてください。)

備考 埼玉県に移住就業等支援金支給事業補助金交付事業及び秩父市の移住支援金交付事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、埼玉県又は秩父市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2-2号(第5条関係)

就業先企業等の就業証明書(移住支援金の申請用)

年 月 日

秩父市長 様

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話 番号	
移住の意思	<input type="checkbox"/> 所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない (該当する場合は✓を入れてください。)
テレワーク 勤務の頻度	<input type="checkbox"/> 転入から申請までの間、勤務日の過半、所属先企業等へ通勤せず、移住 先において業務にあたっている (該当する場合は✓を入れてください。)
テレワーク 交付金	<input type="checkbox"/> 勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない (該当する場合は✓を入れてください。)

備考 埼玉県に移住就業等支援金支給事業補助金交付事業及び秩父市の移住支援金交付事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、埼玉県又は秩父市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第7条関係）

移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

秩父市長

秩父市移住支援金交付要綱に基づき、以下のとおり移住支援金の交付を決定し、交付金額を確定しましたのでお知らせします。

移住支援金 _____ 円

(備考)

- 1 秩父市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に本市から転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合：半額
- 2 秩父市は、秩父市移住支援金交付要綱の規定に基づき、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利

引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。

- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第4号（第8条関係）

請 求 書

金 _____ 円

年 月 日付け 第 号により、交付の確定を受けた秩父市移住支援金として、
上記のとおり請求します。

年 月 日

秩父市長 様

住所

氏名

印

振込先金融機関名及び支店

口座種別

口座番号

（フリガナ）

様式第5号（第9条関係）

移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書再交付申請書

年 月 日

秩父市長 様

秩父市移住支援金交付要綱に基づき、下記の理由等により、移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書の再交付を受けたいので申請します。

申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	〒	Ⓜ	年 月 日
住所		電話 番号	
メールアドレス			

記

1 再交付を希望する移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書
・「 年 月 日付 第 号」

2 再交付を申請する理由

- (1) 紛失による
(2) その他（理由を記載：)

*該当する理由に○を記載する。

備考

- 1 紛失したことにより再交付を受けた後、失った移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書を発見したときは、当該移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書を速やかに市長に返還すること。
- 2 移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書を損傷したことにより再交付の申請をする者は、この申請書に移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書を添えること。

様式第6号（第10条関係）

移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書[再交付]

第 号
年 月 日

様

秩父市長

秩父市移住支援金交付要綱に基づき、以下のとおり移住支援金の交付を決定し、交付金額を確定しましたのでお知らせします。

移住支援金 _____ 円

(備考)

- 1 秩父市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に本市から転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合：半額
- 2 秩父市は、秩父市移住支援金交付要綱の規定に基づき、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利

引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。

- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。